

事 務 連 絡

平成21年11月12日

都道府県労働局

総務部労働保険適用主務課（室）長 殿

（労働保険徴収部事務組合課長）

労働基準部 労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（業務担当）

船員保険制度の統合に伴う特別加入に係る加入勧奨について

船員保険制度の統合に伴う特別加入の考え方については、先般説明したところであるが、今後、統合までの間に船員保険の被保険者に対して行う加入勧奨については下記のとおり行われたい。

また、社会保険庁より提供のあった船舶所有者リストを送付するので、加入勧奨に活用されたい。

なお、すでに加入勧奨を始めている都道府県労働局（以下「局」という。）においては、今後下記を踏まえた上で船舶所有者等との調整を進められたい。

記

1 加入勧奨を行う対象者について

(1) 対象となる者

現在船員保険の被保険者となっている者であって、統合後の労災保険では特別加入をしなければ、業務及び通勤による災害に関しての補償が受けられない者である。

具体的には法人の代表者、役員等であって、現に船員保険の被保険者となっている者（以下、「加入勧奨対象者」という。）が該当する。

なお、加入勧奨対象者以外の者である個人事業主等、現在船員保険の被保険者となっていない者については、周知は行うものの、積極的には加入勧奨を行う必要はない。

(2) 対象者名簿の作成

ア 本省における作業

1 1月中旬に、全船舶所有者に対して別添1のアンケートを送付し、法人の代表者等が船員保険の被保険者となっているか否かの回答を求めることとしている。

1 1月末を目処にアンケート結果の集約を行い、船舶所有者リストの中から加入勧奨の対象となる船舶所有者をリストアップした「加入勧奨候補者名簿」を各局へ送付する。

イ 局における作業

本省から送付する「加入勧奨候補者名簿」には、少なくとも「船舶所有者名」「所在地」「連絡先」「アンケートに対する回答の有無及び内容」「アンケートの回答に対する本省の判断（中小事業主等と一人親方等いずれに該当するか等）」を記載することとしているが、「加入勧奨候補者名簿」作成時に回答がなされたアンケート結果に基づいて作成しているため、当該「加入勧奨候補者名簿」作成時には未回答の船舶所有者や回答内容が明確でない船舶所有者も「加入勧奨候補者名簿」には含まれている。

従って、局において電話等により、アンケートに記載してある質問項目をすべて確認し、加入勧奨の対象になるか否かの判断を行うこと。

局の調査により、新たに対象となることが判明した船舶所有者については、「加入勧奨候補者名簿」に情報を追加するとともに、加入勧奨対象者以外は削除し、最終的には管内の船舶所有者の中で、加入勧奨対象者となるもののみを漏れなく記載した「加入勧奨対象者名簿」を作成し、管理すること。

「加入勧奨候補者名簿」及び、「加入勧奨対象者名簿」の作成・記載要領については、電子ファイルを別途送付する予定である。

また、期日を過ぎて本省に提出されたアンケートについては、随時

該当の労働局あてに Fax 等で送付する予定である。

2 加入勧奨について

(1) 特別加入の区分等について

ア 本省から送付するアンケートには、別添2のリーフレットを添付し、「中小事業主等の特別加入」と「一人親方等の特別加入」の区分について示した上で、船員の雇用状況について回答を求めることを予定している。

従って、原則として、その回答結果を元に当該船舶所有者が「中小事業主等の特別加入者」又は「一人親方等の特別加入者」に該当するかの判断を行うこととなるが、加入勧奨を行う際には特別加入の取り扱いの説明を行い、それに理解をした上で回答がなされたものかどうか確認を行うこと。

イ 加入勧奨の対象となる船員保険の被保険者は、代表者のみに限らず、役員等も含まれるため、アンケートの結果及び電話等により、各事業場に何名の対象者がいるかの把握を行うこと。

(2) 加入勧奨の方法

加入勧奨方法については、船舶所有者や事務組合担当者の説明会等を利用して行うだけでなく、各船舶所有者に対して電話や通知書の送付等により個別に加入勧奨を行うこと。

加入勧奨の事跡については「加入勧奨対象者名簿」の事跡欄を活用し、特別加入申請書の提出状況及び勧奨の経過等を必ず残すようにすること。

(3) 中小事業主等の特別加入者

中小事業主等の特別加入をするためには、労働保険事務組合への事務委託が必要であるため、当該船舶所有者が労働保険事務組合に委託しているか、又は委託する予定があるか否かの確認を行った上で以下のとおり対応を行うこと。

ア すでに労働保険事務組合に委託している船舶所有者及び船員保険事務組合へ事務委託している船舶所有者は、船員保険事務組合が労働保険事務組合としての承認を受けることを予定しているため、当該組合を通じて加入申請書を提出することとなることを説明し、申

請書の提出を促すこと。

イ 事務組合以外の業界団体等に加盟している船舶所有者については、加盟している業界団体等が労働保険事務組合の認可を受ける予定があるか否かを確認の上、認可を受ける予定があるということであれば当該団体等から加入申請書を提出することになることを説明し、申請書の提出を促すこと。

ウ 船舶所有者が加盟している業界団体等が労働保険事務組合の認可を受ける予定がない場合及び船舶所有者がどこの団体等にも加盟していない場合は、管内の労働保険事務組合の名簿を交付する等、船舶所有者が円滑に委託先を決められることができるよう案内を行うこと。

なお、この場合においても、最終的に事務委託先を決定するのは船舶所有者であることに留意し、案内を行うこと。

(4) 一人親方等の特別加入者

一人親方等の特別加入をするためには、一人親方の特別加入団体の構成員となる必要があるため、当該船舶所有者が特別加入団体の申請を予定している業界団体等に加入しているか、または加入する予定があるか否かの確認を行った上で、以下のとおり対応を行うこと。

ア 加盟している業界団体等が一人親方の特別加入団体の申請を予定している場合、その特別加入団体を通じて手続きを行うこととなることを説明し、申請書の提出を促すこと。

イ 加盟している業界団体等が一人親方の特別加入団体としての申請を予定していない場合は、団体の担当者へ連絡を取り、可能な限り特別加入団体の申請をするよう働きかけを行うこと。

ウ 上記イに対して特別加入団体としての申請を行わないと回答があった場合、船舶所有者がどこの業界団体等にも所属していない場合は、当該船舶所有者のみで加入申請の手続きを行うよう案内すること。

4 申請書の受理について

(1) 中小事業主等について

平成21年中に特別加入申請書が窓口提出された場合の取扱い

については、以下のとおりである。

ア 特別加入申請書の労働保険番号については空欄であっても受理し、改正法施行日以降に当該事業場の保険関係が成立した時点で、労働保険番号を記入し承認の手続きを行うこと。

イ 提出された書類に労働保険番号が空欄である以外の不備があった場合は、受付印の押印を行い、不備となっている箇所について説明を行った上で、書類を全部返却し、再度提出するよう指導すること。書類返却の際には書類のコピーを取得して不備返戻簿に記載し、補正に要す時間を勘案の上文書により督促を行い、その事跡を残しておくこと。

(2) 一人親方等について

平成21年中に特別加入申請書が労働基準監督署に提出された場合、受付印を押印し、控を返却し、「加入勧奨対象者名簿」を受理済みとすること。

なお、不備があった場合及び不備修正後に再度提出された場合の取扱いについては、上記(1)のイと同様である。

5 本省への報告について

上記1(2)のイで作成した「加入勧奨対象者名簿」を12月7日まで(厳守)に本省の下記担当者のメールアドレスを必ず用いて送付すること。

また、各局の申請書の提出状況を把握する必要があるため、12月11日及び18日に、その時点における特別加入申請書の提出状況及び加入勧奨の経過等を「加入勧奨対象者名簿」の事跡欄に記載したものを本省担当者あてに上記のメールアドレスを用いて送付すること。

6 その他

(1) 加入を希望しない者について

加入勧奨を行うに当たっては、加入した場合のメリット、加入しなかった際のデメリットについて十分説明を行うことが必要であるが、当該説明を十分に行ったにもかかわらず、加入を拒否する船舶所有者については、加入勧奨の内容の詳細を「加入勧奨対象者名簿」の事跡欄へ記載し、加入拒否とした上で、上記5の12月18日時点の報告の際に本省へ報告を行うこと。

(2) 団体との調整状況について

一人親方等の団体設立に関しては、本省より日本船主協会、日本旅

客船協会、日本内航海運組合総連合会、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国労働保険事務組合連合会等、各種関係団体に対し、別添2のリーフレットを配布し、各団体の会員である団体や組合等に対して周知するよう依頼を行ったところである。

また、その際に各団体と協力関係にある会員の組織図及び、連絡先の提供を別添3のとおり受けたので活用されたい。

なお、各会員へ協力を依頼する際は、再度統合に係る説明を行った上で、丁寧に協力要請を行うこと。

(3) 個人事業主等への勧奨について

本事務連絡は最優先で勧奨を行う「加入勧奨対象者」についての取り扱いを示したものであるが、「加入勧奨対象者」とはならない個人事業の事業主に対しての周知及び加入勧奨を妨げるものではない。

(4) 徴収課室と労災補償課の連携について

加入勧奨対象者については、上記1の(1)に記した事由等により、特別加入制度への加入が強く推奨されることを説明する必要があることから、局労災補償課においては、局労働保険適用徴収担当部署が今後行う説明会等の予定を把握した上で、積極的に連携を図ること。

(担当者・問い合わせ先)

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
通勤災害係 岡久、田村
Tel.03-3502-6751 Fax.03-3502-6488



事業場アンケート用紙

該当する項目に○を付けてください。

Q 1. 事業場は法人（株式会社、有限会社等）でしょうか。

・法人である

・法人ではない

※ 「Q 1」で法人であると回答された方は以下の質問事項にもご回答下さい。

Q 2. 船上で仕事をされている役員（代表者を含む）がいますか。

・該当者がいる

・該当者がいない

Q 3. 「Q 2」で回答いただいた人役員（代表者を含む）の中に、船員保険の被保険者の方がいますか。

・被保険者がいる。（人数 名）

・被保険者がいない。

Q 4. 送付したリーフレットをご覧ください、
「中小事業主等」又は「一人親方等」に該当するかご回答ください。

・中小事業主に該当する。

・一人親方等に該当する。

※ 1 「中小事業主等」＝1年間に船員を雇っている期間が100日以上

※ 2 「一人親方等」＝全く船員を雇っていない、船員を雇っている期間が100日未満

労災保険に関するご意見、ご質問などございましたら、ご記入ください。

法人名又は事業主名 _____

連絡先 _____

特別加入手続きのご案内

労災保険の特別加入には、

中小事業主等の特別加入

一人親方等の特別加入

の2種類があり、
それぞれ加入手続きが異なります。

船員を雇用する日数が1年間
のうち100日以上となる場合

船員を雇用する日数が1年間のうち
100日未満となる場合（船員を全く
雇わない場合を含みます）

「中小事業主等の特別加入」
に該当します

「一人親方等の特別加入」
に該当します

いずれの特別加入についても平成22年1月1日から加入するためには、
平成21年中に手続きを取っていただく必要があります。

具体的な手続き方法については裏面をご覧ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

中小事業主として特別加入をするには

<必要な手続き>

中小事業主等の特別加入をするためには、労働保険の事務処理を労働者分も含めて労働保険事務組合に委託する必要があります。

具体的には特別加入申請書（中小事業主用）を、労働保険事務組合を通じて、管轄の労働基準監督署へ提出していただくことになります。

なお、中小事業主として特別加入するためには、常時使用している労働者数（船員）が一定数以下（例：漁業であれば会社全体で300人以下であること等）であることが必要です。

※ 「労働保険事務組合」や「中小事業主の要件」の詳細についてはお近くの労働局へお尋ねください。

一人親方等として特別加入をするには

<必要な手続き>

一人親方等の特別加入団体に加入した上で、特別加入申請書（一人親方用）を管轄の労働基準監督署へ提出していただく必要があります。

※ 一人親方団体については都道府県労働局にお尋ねください。（あなたが所属されている業界団体において一人親方等の団体を設立している場合は、そちらへお問い合わせください）

特別加入者の保険料について

給付基礎日額は3,500円～20,000円の範囲で所得水準に見合った額で申請をしていただくことになります。

納付していただく保険料は、保険料算定基礎額に保険料率を乗じたものとなります。詳細は、同封の「給付基礎日額・保険料一覧表」を参照ください。

※ 労災保険料と新船員保険料を合わせたものが、現在の船員保険の保険料を上回らないよう、新船員保険の保険料が決定される予定です。

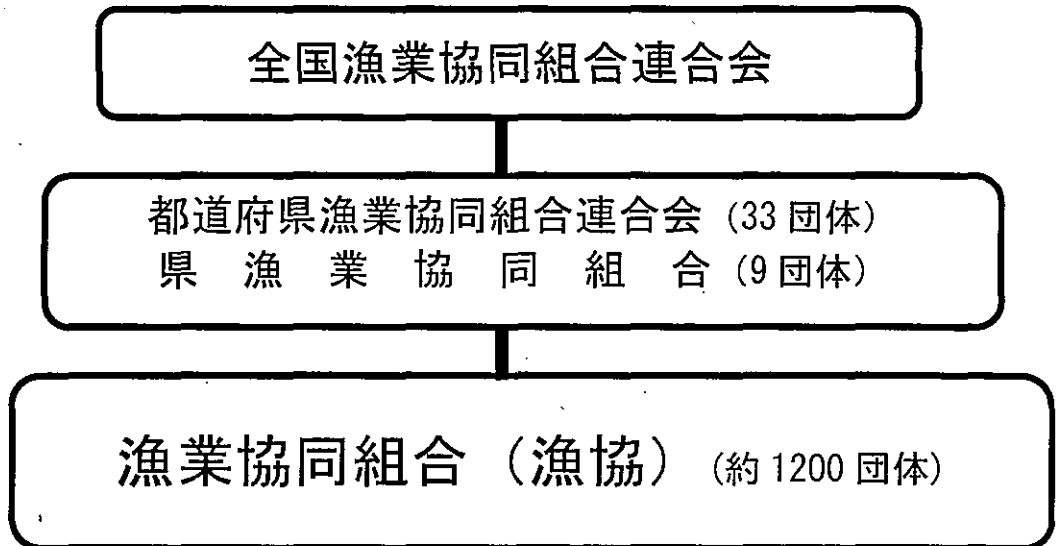
※ 特別加入者の保険料は、申請に基づいて労働局長が決定した給付基礎日額に応じた保険料を、承認後に申告・納付していただくことになります。

※ 特別加入希望者が、粉じん作業、振動工具の使用業務、鉛業務、有機溶剤業務に従事する場合は、加入時健康診断(無料)が必要な場合があります。

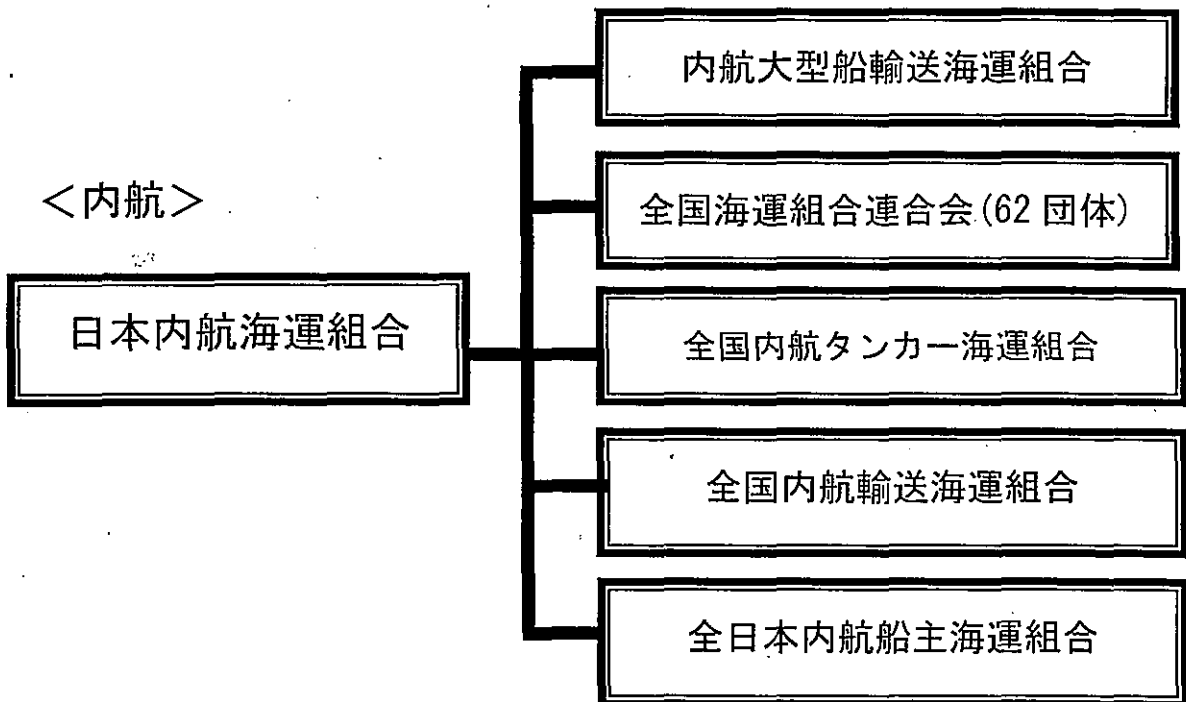
お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局へ

各団体組織図

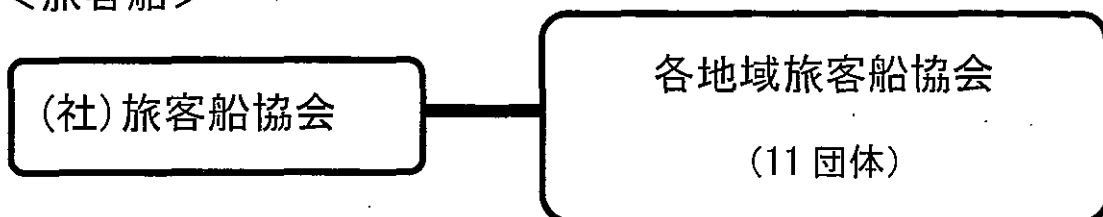
<漁業>



<内航>



<旅客船>



都道府県漁業協同組合連合会・県漁業協同組合

名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道漁業協同組合連合会	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	011-231-2161
青森県漁業協同組合連合会	030-0803	青森市安方1丁目1番32号 青森県水産ビル	017-722-4211
岩手県漁業協同組合連合会	020-0023	盛岡市内丸16の1 岩手県水産会館	019-623-8141
宮城県漁業協同組合	986-0032	石巻市開成1番27	0225-21-5711
秋田県漁業協同組合	011-0945	秋田市土崎港西一丁目5-11	018-845-1311
山形県漁業協同組合	998-0036	酒田市船場町二丁目2番1号	0234-24-5611
福島県漁業協同組合連合会	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 福島県水産会館	0246-28-9335
茨城沿海地区漁業協同組合連合会	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館	029-224-5151
千葉県漁業協同組合連合会	260-0026	千葉市中央区千葉港4番3号 水産会館2階	043-242-6811
東京都漁業協同組合連合会	108-0075	港区港南4丁目7番8号 都漁連水産会館	03-3458-4161
神奈川県漁業協同組合連合会	236-0051	横浜市金沢区富岡東2丁目1番22号	045-773-8877
新潟県漁業協同組合連合会	950-0078	新潟市中央区万代島4-1 水産会館	025-243-3681
富山県漁業協同組合連合会	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館内	076-432-6222
石川県漁業協同組合	920-0022	金沢市北安江3丁目1番38号	076-234-8815
福井県漁業協同組合連合会	910-0005	福井市大手2丁目8番10号 水産会館	0776-24-1203
静岡県漁業協同組合連合会	420-8666	静岡市葵区追手町9-18	054-252-5151
愛知県漁業協同組合連合会	460-0002	名古屋市中区丸の内3の4の31	052-971-3501
三重県漁業協同組合連合会	514-0006	津市広明町323-1 三重県水産会館	059-228-1200
滋賀県漁業協同組合連合会	520-0801	大津市におの浜4丁目4番23号	077-524-2418
京都府漁業協同組合連合会	624-0914	舞鶴市下安久無番地	0773-77-2202
大阪府漁業協同組合連合会	596-0015	岸和田市地蔵浜町11-1	072-422-4763
兵庫県漁業協同組合連合会	673-0883	明石市中崎1丁目2番3号 兵庫県水産会館内3F	078-940-8011
和歌山県漁業協同組合連合会	640-8241	和歌山市雑賀屋町東ノ丁30 水産会館	073-431-5101
鳥取県漁業協同組合	680-0908	鳥取市賀露町西4丁目1806番地	0857-28-0111
漁業協同組合JFLまね	690-0007	松江市御手船場町575 島根水産会館	0852-21-0001
岡山県漁業協同組合連合会	702-8024	岡山市浦安南町494-8	086-262-4443
広島県漁業協同組合連合会	733-0833	広島市西区商工センター8丁目4番5号	082-278-5588
山口県漁業協同組合	750-0065	下関市伊崎町1-4-24	083-231-2211
香川県漁業協同組合連合会	760-0031	高松市北浜町8番25号	087-825-0350
徳島県漁業協同組合連合会	770-0873	徳島市東沖洲2丁目13番地 水産会館	088-636-0500
愛媛県漁業協同組合連合会	790-0002	松山市二番町四丁目6-2 愛媛県水産会館	089-933-8879
高知県漁業協同組合連合会	780-0870	高知市本町1-6-21 水産会館	088-823-1361
福岡県漁業協同組合連合会	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 福岡県水産会館	092-713-1161
福岡県有明漁業協同組合連合会	832-0826	柳川市三橋町高畑271	0944-73-6166
佐賀県玄海漁業協同組合連合会	847-0873	唐津市海岸通り7182-217 玄海水産センター	0955-72-2160
佐賀県有明海漁業協同組合	840-0034	佐賀市西与賀町大字厘外821番地の2	0952-24-3351
長崎県漁業協同組合連合会	850-8686	長崎市五島町2番27号 長崎県漁協会館	095-829-2400
大分県漁業協同組合	870-0021	大分市府内町3丁目5番7号 大分県水産会館	097-532-6611
熊本県漁業協同組合連合会	860-0053	熊本県熊本市田崎2-5-31	096-356-8551
宮崎県漁業協同組合連合会	880-0858	宮崎市港2丁目6番地 宮崎県水産会館	0985-28-6111
鹿児島県漁業協同組合連合会	892-0835	鹿児島市城南町37番地2	099-225-0611
沖縄県漁業協同組合連合会	900-0016	那覇市前島3丁目25番地39号 沖縄県水産会館1階	098-860-2600

全国海運組合連合会

名称	郵便番号	所在地	電話番号
全国海運組合連合会	102-0093	東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル7階	03-3288-8140
北海道内航海運組合	047-0031	北海道小樽市色内1-9-1 松田ビル3F	0134-34-3366
東北内航海運組合	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1-8-10 京成巻番町ビル809	022-263-2181
新潟内航海運組合	950-0078	新潟県新潟市万代島8-26 日本海内航汽船(株)内	025-246-3369
関東沿海海運組合	104-0041	東京都中央区新富1-17-4 山下ビル4F	03-5543-0691
千葉県内航海運組合	292-0822	千葉県木更津市桜井1600-4 木更津港湾労働者福祉センター1F	0438-37-2847
横浜地方海運組合	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町279 横浜港運会館2F	045-201-8096
静岡県内航海運組合	424-0922	静岡県静岡市清水区日の出町1-43	0543-52-3148
中部沿海海運組合	455-0034	愛知県名古屋港区西倉町1-54 名海ビル3階	052-651-7391
東海内航海運組合	455-0037	愛知県名古屋港区名港2-9-10 名海ビル1F	052-661-2123
富山石川内航海運組合	931-8688	富山県富山市東岩瀬町100番地 富山港運送(株)内	076-438-8524
大阪海運組合	551-0013	大阪府大阪市大正区小川西1-25-13 大正内港海運ビル3F	06-6551-5238
日本沿岸曳船海運組合	530-0056	大阪府大阪市北区夷野町15-13 ミュキビル7F	06-6312-7969
兵庫海運組合	650-0034	兵庫県神戸市中央区京町76-2 明海三宮第2ビル9F	078-331-2726
和歌山海運組合	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター2F	073-433-4043
四国地方海運組合連合会	760-0020	香川県高松市錦町1-21-3 開拓ビル4F	087-821-6634
香川県海運組合	760-0020	香川県高松市錦町1-21-3 開拓ビル4F	087-851-0833
徳島県内航海運組合	770-0865	徳島県徳島市南末広町6-50	088-654-7279
徳島支部	770-0865	徳島県徳島市南末広町6-50	088-652-9565
徳島内航船支部	774-0017	徳島県阿南市見能林町貞成48 ハイツエスポワール105号	0884-28-6128
小松島支部	773-0001	徳島県小松島市小松島町宇新港19-11	08853-2-3101
阿南支部	774-0005	徳島県阿南市向原町下ノ浜1-7	0884-22-2707
阿南内航支部	774-0004	徳島県阿南市福村町南筋102 井村汽船(株)内	0884-22-0865
鳴門支部	772-0012	徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組番外1-5	088-685-6360
愛媛地区海運組合	790-0012	愛媛県松山市湊町6-6-2 松山電気ビル7F	089-943-6630
高知県海運組合	780-8010	高知県高知市枝橋通5-5-4 高知港運会館2F	088-832-0271
宿毛支部	788-0013	高知県宿毛市片島14-31 若宮汽船(株)内	0880-65-5454
下田支部	787-0155	高知県中村市下田1910-15	0880-33-0003
中国地方海運組合連合会	734-0011	広島県広島市南区宇品海岸2-15-17 埴野ビル3F	082-250-7720
岡山県西航海運組合	714-0042	岡山県笠岡市美の浜8番地の10 長栄海運ビル	0865-67-5661
岡山中部海運組合	706-0011	岡山県玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター2F	0863-31-1657
広島県内航海運組合	734-0011	広島県広島市南区宇品海岸2-15-17 埴野ビル3F	082-250-7720
西部支部	734-0011	広島県広島市南区宇品海岸2-15-17 埴野ビル3F	082-250-7720
西部・呉支部	737-0029	広島県呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎2F	0823-25-0887
備後福山支部	720-0313	広島県福山市沼隈町大字常石2142-11 備後海運協同組合内	084-987-1624
東部支部	722-0002	広島県尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3F	0848-25-3458
大音倉支部	737-1215	広島県安芸郡音戸町早瀬2-53-1 早瀬パブリックセンター2F	0823-56-0761
倉橋支部	737-1377	広島県呉市倉橋町乙7032	0823-56-0216
安芸津支部	729-2402	広島県東広島市安芸津町三津124	0846-45-0124
蒲刈支部	737-0311	広島県呉市蒲刈町向 蒲刈公民館	0823-68-0273
似島地区海運組合	734-0017	広島県広島市南区似島町字家下327	082-259-2325
山口県内航海運組合	745-0025	山口県周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	0834-21-0505
隠岐地区海運組合	685-0005	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷字宮尾2-1	08512-2-4693
九州地方海運組合連合会	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-13 芙蓉ビル3F	092-483-6785
宇部地区海運組合	755-0027	山口県宇部市港町1-5-5 宇部興産海運(株) 海運本部気付	0836-34-0136
関門地区海運組合	801-0834	福岡県北九州市門司区本町1-5 Port Moji 巻番館6F	093-332-5354
若松地区海運組合	808-0034	福岡県北九州市若松区本町1-10-17 上野ビル1F	093-761-3909
八幡海運組合	805-0009	福岡県北九州市八幡東区宮田町2-18 八幡船舶協業組合ビル2F	093-662-2560
博多地区海運組合	812-0032	福岡県福岡市博多区石城町12-5 ウィンクス石城町101号室	092-271-0678
三池地区海運組合	836-0025	福岡県大牟田市中友町1-1 三池海運(株)内	0944-51-0101
唐津地区海運組合	847-0873	佐賀県唐津市海岸通7182-214	0955-72-2530
杵岐地区海運組合	811-5136	長崎県杵岐市郷ノ浦町片原253-7	0920-47-0681
佐岐汽船海運組合	811-5214	長崎県杵岐市石田町印通寺浦471-1	0920-44-6130
佐世保地区海運組合	857-0877	長崎県佐世保市新港町8-23 鯨輪ターミナルビル3F	0956-23-6218
長崎地区海運組合	850-0035	長崎県長崎市元船町9-15 長崎食糧倉庫ビル4F	095-822-0946
熊本県海運組合	861-6102	熊本県上天草市松島町合津無番地	0969-56-2928
大分県海運組合	870-0004	大分県大分市王子港町1番17号 木材会館2F	097-534-2785
佐伯事務所	876-0815	大分県佐伯市野岡町1-5-11	0972-22-1446
津久見地区海運組合	879-2442	大分県津久見市港町8-6 津久見港湾会館1F	0972-82-3484
細島地区海運組合	883-0062	宮崎県日向市大字日知屋字新聞第3区 細島港湾福祉センター1F	098-52-6832
日南地区海運組合	887-0001	宮崎県日南市油津3-11-17 油津海友会館内	0987-23-6815
鹿児島内航海運組合	892-0823	鹿児島県鹿児島市住吉町13-6 鹿児島荷役海陸運輸(株)ビル2F	099-222-8617
沖縄地方内航海運組合	900-0012	沖縄県那覇市泊3-1-8 沖縄旅客船協会ビル2F	098-862-6481

全国内航タンカー海運組合

名称	郵便番号	所在地	電話番号
本部・関東支部	102-0093	東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル7階	03-3556-6521
東海支部	455-0037	愛知県名古屋市港区名港1-9-12 仲野ビル4階	052-651-7195
関西支部	550-0003	大阪府大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル9階	06-6448-6691
中国支部	723-0014	広島県三原市城町3-1-1 三原港湾ビル3階	0848-62-3839
西部支部	750-0014	山口県下関市岬之町16-10 マル幸ビル2階	083-223-8425
四国支部	790-0012	愛媛県松山市湊町6-6-2 松山電気ビル7階	089-943-6630
薬槽船支部	550-0003	大阪府大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル9階	06-6445-1750

全国内航輸送海運組合

名称	郵便番号	所在地	電話番号
東京事務所	102-0093	東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル 8F	03-3265-5835
神戸事務所	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通5番地 商船三井ビル	078-331-9911

全国内航船主海運組合 事務局

名称	郵便番号	所在地	電話番号
◆本部	102-0093	東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル8階	03-3265-4808
○家島連絡所	672-0101	兵庫県姫路市家島町真浦2372 家島船舶協同組合内	079-325-2256
◆近畿支部	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル7階	078-391-2011
◆四国支部	790-0012	愛媛県松山市湊町6-6-2 松山電気ビル7階	089-943-6630
◆中国支部	701-3202	岡山県備前市日生町寒河2571-5	0869-72-2011
◆徳島県支部	774-0017	徳島県阿南市見能林町東石仏14 第2眉山マンション	0884-23-4710
◆九州地区			
○三角連絡所	869-3207	熊本県宇城市三角町三角浦1160-85 (有)久万海運内	0964-52-2683
○大矢野連絡所	869-3601	熊本県上天草市大矢野町登立544	0964-56-0137
○大分連絡事務	876-0802	大分県佐伯市日の出町1-28 鴻洋海運(株)内	0972-24-8367

全国内航タンカー海運組合

名称	郵便番号	所在地	電話番号
本部・関東支部	102-0093	東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル7階	03-3556-6521
東海支部	455-0037	愛知県名古屋市港区名港1-9-12 仲野ビル4階	052-651-7195
関西支部	550-0003	大阪府大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル9階	06-6448-6691
中国支部	723-0014	広島県三原市城町3-1-1 三原港湾ビル3階	0848-62-3839
西部支部	750-0014	山口県下関市岬之町16-10 マル幸ビル2階	083-223-8425
四国支部	790-0012	愛媛県松山市湊町6-6-2 松山電気ビル7階	089-943-6630
薬槽船支部	550-0003	大阪府大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル9階	06-6445-1750

全国内航輸送海運組合

名称	郵便番号	所在地	電話番号
東京事務所	102-0093	東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル 8F	03-3265-5835
神戸事務所	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通5番地 商船三井ビル	078-331-9911

全国内航船主海運組合 事務局

名称	郵便番号	所在地	電話番号
◆本部	102-0093	東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル8階	03-3265-4808
○家島連絡所	672-0101	兵庫県姫路市家島町真浦2372 家島船舶協同組合内	079-325-2256
◆近畿支部	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル7階	078-391-2011
◆四国支部	790-0012	愛媛県松山市湊町6-6-2 松山電気ビル7階	089-943-6630
◆中国支部	701-3202	岡山県備前市日生町寒河2571-5	0869-72-2011
◆徳島県支部	774-0017	徳島県阿南市見能林町東石仏14 第2眉山マンション	0884-23-4710
◆九州地区			
○三角連絡所	869-3207	熊本県宇城市三角町三角浦1160-85 (有)久万海運内	0964-52-2683
○大矢野連絡所	869-3601	熊本県上天草市大矢野町登立544	0964-56-0137
○大分連絡事務	876-0802	大分県佐伯市日の出町1-28 鴻洋海運(株)内	0972-24-8367

旅客船協会

名称	郵便番号	住所	電話番号	管轄
社団法人 日本旅客船協会	102-0083	千代田区麴町2-3 アーバンBLD麴町	03-3265-9681	本部
■北海道旅客船協会	047-0031	小樽市色内1-2-18 浜ビル	0134-25-9520	北海道
■東北旅客船協会	983-0844	仙台市宮城野区原町南目字町146	022-295-8883	宮城県、福島県、岩手県、青森県
■北陸信越旅客船協会	950-0078	新潟市中央区万代島9-1 佐渡汽船(株)内	025-245-3455	新潟県、長野県、山形県、秋田県
■関東旅客船協会	105-6891	港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー東海汽船(株)内	03-5733-4863	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県
■東海北陸旅客船協会	455-0033	名古屋市港区港町1-9 (株)ナゴヤシップサービス内	052-661-1745	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、石川県、富山県
■近畿旅客船協会	552-0007	大阪市港区弁天6-7-15 関西汽船(株)内	06-6574-9100	大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県
■神戸旅客船協会	650-0042	神戸市中央区波止場町5-4 中堤中央ビル	078-331-7669	兵庫県
■中国旅客船協会連合会	734-0011	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	082-253-6907	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県(九州旅客船協会連合会に属する地域を除く)
■四国旅客船協会	760-0020	高松市錦町1-21-3 開拓ビル	087-851-6878	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
■九州旅客船協会連合会	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-13 芙蓉ビル3階	092-403-6100	福岡県、長崎県、山口県(下関市、宇部市、小野田市、長門市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡)、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
■社団法人 沖縄旅客船協会	900-0012	那覇市泊3-1-8	098-868-4449	沖縄県